

11月は「児童虐待防止推進月間」

☎ 子育て健康課 子育て支援係 ☎ (84)5544

子どもからのSOS

- ・不自然な傷がある
- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで1人で遊んでいる など

保護者からのSOS

- ・地域と交流が少なく孤立している
- ・子どもの養育に関して無関心
- ・イライラして子どもに当たってしまう など

子どもの命を守るため、行き詰まっている保護者を救うために「あれって虐待かも」と思ったら迷わずお電話ください。保護者の方も1人で悩まず、どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。

匿名でもOK!

連絡先(緊急の場合は警察 110番)

■児童相談所 虐待対応

☎ 1 8 9 (いちはやく) 24時間対応

■児童相談所相談専用

☎ 0120(189) 783 24時間対応

■松田町こども家庭センター(子育て健康課内)

午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日を除く)

☎ (84)5544

※個人情報保護法に基づき保護されます

虐待(体罰)が子どもに与える影響

- ・人間関係がうまく築けない
- ・すぐ暴力を振るう
- ・自己評価が低く自信や自尊心がもてない
- ・感情を表に出さない
- ・気分が変わりやすくパニックになる など



全国では、虐待により亡くなった子どもの人数は年間60件を超えています(単純計算すると6日間に1人の子どもの命を落としていることになります)。

子どもの「笑顔」「命」「権利」「未来」を大切にするために、一人一人何ができるかを考え、子どもがいる家庭と共に、地域全体で子どもを守る社会を目指しましょう。

■児童虐待とは

身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶるなど

性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど

心理的虐待…言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

町では、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」としてハープ館をオレンジ色にライトアップします。

期間 11月1日(日)～7日(土)



こんなお悩みの方はぜひ

- ・歯科医院への通院が困難になった
 - ・入れ歯が壊れた、合わない
 - ・お口でうまく食べられなくなってきた
 - ・口内炎がよくできる
 - ・口腔ケアを受けたい
 - ・在宅診療を受診したい
- が、治療費が心配など

ご自宅・施設・病院で歯科診療、口腔ケアが受けられます。高齢の方、お体の不自由な方、次のような悩みをお持ちの方、またその家族は気軽にご相談ください。

☎ 一般社団法人足柄歯科医師会地域医療連携室
☎ / FAX (74) 4185
受付時間…
平日午前10時～午後4時

(二社)足柄歯科
医師会地域医療
連携室のご案内